

地方独立行政法人北九州市立病院機構における研究費に係る行動規範

【第1版】

令和3年4月1日

最高管理責任者

地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）は、公的性格を有する臨床研究の信頼性と公共性を担保し、法人の研究活動に対する国民の信頼を確保するため、地方独立行政法人北九州市立病院機構公的研究費取扱規程第5条第3項に基づき、研究活動を遂行する上での行動と研究費（※1）の管理運用に関する行動規範を定める。

法人の研究者等（※2）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、研究費が法人の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、研究費の使用に当たり、関係する法令等及び法人が定める規程等並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
3. 研究者は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、研究費の運営・管理に関わる事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において市民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係する法令等及び法人が定める規程等の知識習得、事務処理手続きの理解に努めなければならない。

※1 研究費とは、国の各省庁及び国の各省庁が所管する独立行政法人、又はその他の行政機関等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等、法人が扱う全ての研究経費をいう。

※2 研究者等とは、法人の研究費の管理及び運営に関わる全ての者をいう。

【制定／改定履歴】

版数	日付	内容
第1版	令和3年4月1日	制定
第〇版	令和〇年〇月〇日	改訂